

【運転・定検状況】

平成 17 年 6 月 22 日

柏崎刈羽原子力発電所 5 号機における原子炉補機冷却海水ポンプ（D）の 不具合の復旧について

東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所 5 号機は、平成 17 年 6 月 21 日午前 0 時 20 分頃に、運転中の原子炉補機冷却海水ポンプ^{注1}（D）で異臭ともやを確認したことから、当該ポンプを停止し、午前 0 時 30 分、保安規定に定める「運転上の制限」^{注2}からの逸脱を宣言し、点検を実施することとしておりました。（平成 17 年 6 月 21 日お知らせ済み）

点検の結果、当該ポンプ軸封部やグランドパッキンには有為な傷や異物等の異常は確認されませんでした。当該ポンプ軸封部は、ポンプの運転により潤滑水（海水）が徐々に供給される構造となっておりますが、今回の異臭ともやの原因は、当該ポンプ起動後に潤滑水が行き渡るまでの間、一時的に軸封部の摩擦が増大し温度が上昇したものと考えております。

したがって、本事象は、当該ポンプに要求される機能に影響を及ぼすものではないと評価いたしました。

その後、当該ポンプ軸封部のグランドパッキンを新品に交換し試運転確認を実施したところ、その結果が良好であったことから、昨日午後 8 時 14 分、「運転上の制限」を満足していることを確認いたしました。

以上

注 1：原子炉補機冷却海水ポンプ

原子炉補機冷却水系および同海水系は 2 系列で構成されており、各系列ごとに冷却水ポンプおよび海水ポンプが 2 台ずつ設置されています。通常時は発電所設備の常用系機器（ポンプ軸受、熱交換器等）の冷却、非常時には非常用ディーゼル発電機などの非常用機器を冷却するため、冷却水（純水）を循環させており、この冷却水を海水により冷却しているのが同海水ポンプです。

注 2：運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっています。